【2024年度任意継続保険料額表】

・退職月の「健康保険料」給与控除金額より、任意継続保険料をご確認いただくことができます。

■任意継続保険料の確認方法

(1)退職月の「健康保険料」給与控除金額を確認し、【表①】に該当する金額の行をご覧ください。
なお、23,800円以上の方は、23,800円の行をご覧ください。
(2) (1)でご確認いただいた該当の行にあてはまる、【表②】中の金額をご覧ください。
(3) (2)の ご自身の年齢に該当する「＜A＞健康保険料」または「＜B＞合計保険料」の金額が任意継続保険料です。

■留意事項

・保険料は、料率改定・平均標準報酬月額の変更等により、毎年4月に見直しがあります。
・2025年3月31日以降にご退職される方は、翌年度以降の保険料率が適用されます。詳細は当健保組合までお問合せください。

【表①】

標準報酬月額（千円）	退職月の健康保険料給与控除金額(円)/月 ※勤務先によっては退職月に2ヶ月分の保険料が控除される場合があります。1ヶ月あたりの控除額を当てはめてください。
58	2,465
68	2,890
78	3,315
88	3,740
98	4,165
104	4,420
110	4,675
118	5,015
126	5,355
134	5,695
142	6,035
150	6,375
160	6,800
170	7,225
180	7,650
190	8,075
200	8,500
220	9,350
240	10,200
260	11,050
280	11,900
300	12,750
320	13,600
340	14,450
360	15,300
380	16,150
410	17,425
440	18,700
470	19,975
500	21,250
530	22,525
560	23,800

【表②】

任意継続保険料(円) 1ヶ月分			
＜A＞	＜B＞		
40歳未満または65歳以上	40歳以上65歳未満		
健康保険料	健康保険料	介護保険料	合計保険料
4,930	4,930	1,276	6,206
5,780	5,780	1,496	7,276
6,630	6,630	1,716	8,346
7,480	7,480	1,936	9,416
8,330	8,330	2,156	10,486
8,840	8,840	2,288	11,128
9,350	9,350	2,420	11,770
10,030	10,030	2,596	12,626
10,710	10,710	2,772	13,482
11,390	11,390	2,948	14,338
12,070	12,070	3,124	15,194
12,750	12,750	3,300	16,050
13,600	13,600	3,520	17,120
14,450	14,450	3,740	18,190
15,300	15,300	3,960	19,260
16,150	16,150	4,180	20,330
17,000	17,000	4,400	21,400
18,700	18,700	4,840	23,540
20,400	20,400	5,280	25,680
22,100	22,100	5,720	27,820
23,800	23,800	6,160	29,960
25,500	25,500	6,600	32,100
27,200	27,200	7,040	34,240
28,900	28,900	7,480	36,380
30,600	30,600	7,920	38,520
32,300	32,300	8,360	40,660
34,850	34,850	9,020	43,870
37,400	37,400	9,680	47,080
39,950	39,950	10,340	50,290
42,500	42,500	11,000	53,500
45,050	45,050	11,660	56,710
47,600	47,600	12,320	59,920

◆標準報酬月額560千円（退職月の健康保険料給与控除金額23,800円/月）以上の方の任意継続保険料は、次の通りです。

・40歳未満または65歳以上の方 ⇒ 47,600円 ※健康保険料のみ徴収

・40歳以上65歳未満の方 ⇒ 59,920円 ※【健康保険料：47,600円＋介護保険料：12,320円】の合計額を徴収

※当健保組合においては、40歳以上65歳未満の被保険者から介護保険料を徴収しています。

【任意継続継続保険料の納付について】

・任意継続の資格取得手続きは、「任意継続被保険者資格取得申請書」の提出と初回保険料の入金により完了します。

・保険料の前納払（半年払：4月～9月・10月～翌年3月／年払：4月～翌年3月）をご希望の場合は当健保組合にお申し出ください。ただし、納付期限の関係上、お申し出時期によっては前納開始月についてご希望に沿えない場合がありますので、ご了承ください。